

令和 7 年度
次期し尿処理施設建設候補地調査業務

仕 様 書

令和 7 年 1 0 月

海部郡衛生処理事務組合

第1章 一般仕様書

第1節 業務の目的

本業務は、海部郡衛生処理事務組合（以下「本組合」という。）が計画する次期し尿処理施設を整備するにあたり、現状と課題の整理・候補地ごとの法規制状況等の各種調査等を行い、建設候補地の選定支援を行うことを目的とする。

第2節 業務名称

令和7年度 次期し尿処理施設建設候補地調査業務

第3節 業務位置

徳島県海部郡美波町、牟岐町、海陽町全域

第4節 委託期間

本業務の委託期間は、契約日の翌日から令和8年3月31日までとする。

第5節 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関係する諸法令規則、設計基準、指針、通達等を遵守するものとする。

- (1) 都市計画法
- (2) 建築基準法
- (3) 自然公園法
- (4) 自然環境保全法
- (5) 都市緑地法
- (6) 森林法
- (7) 農地法
- (8) 農業振興地域の整備に関する法律
- (9) 河川法
- (10) 砂防法
- (11) 急傾斜の崩壊による災害防止に関する法律
- (12) 宅地造成及び特定盛土等規制法
- (13) 道路法
- (14) 航空法
- (15) 文化財保護法
- (16) 土壌汚染対策法
- (17) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (18) 汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領 2021 改訂版
- (19) その他関係する法令・規則・通達・条例及び本組合が指示するもの

第6節 受託者の義務

受託者は、契約の履行にあたっては、業務の目的を十分に理解し、最も優れた技術を発揮するよう努めなければならない。

第7節 打合せ記録

受託者は、本業務における打合せ及び協議した事項について、その内容を記録し、本組合に提出するものとする。

第8節 資料の貸与

本組合が所有している業務に必要な資料は、受託者に貸与する。この場合、貸与を受けた資料についてはそのリストを作成し、業務完了とともに返納するものとする。

第9節 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

第10節 疑義

受託者は、業務内容に疑義が生じたときは、速やかに係員の指示を受けるものとする。

第11節 提出書類

1 受託者は、業務の着手に際して、下記の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 担当技術者及び履歴書
- (3) 実施工程表

2 受託者は、業務の完了に際して、完了届を提出するものとする。

第12節 管理技術者及び照査技術者等

1 受託者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置し秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する業務のため、相当の経験・経歴を有する技術者を配置しなければならない。

2 管理技術者及び照査技術者は技術士（上下水道部門：下水道）または技術士（衛生工学部門：廃棄物・資源循環（旧：廃棄物管理計画、廃棄物処理、廃棄物管理を含む。））の資格保有者でなければならない。

3 管理技術者、照査技術者、担当技術者は兼務できないものとし、各々雇用継続期間3ヵ月を超える自社の社員であること。

第13節 審査及び引渡し

1 受託者は、業務完了時に発注者の審査を受けなければならない。その時、明らかに

2 業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、本組合の検査員の検査をもって業務の完了とする。

本業務にあたり、本組合が実施した以下の業務の成果品を貸与する。

- ## 第 15 節 成果品

(1) 次期し尿処理施設建設候補地調査業務報告書	・ ・ ・ ・ A4 版製本	5 部
(2) 報告書概要版	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ A4 版製本	5 部
(3) 上記(1)及び(2)の電子データ	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ CD-R	2 枚

第2章 特記仕様書

1. 現状と課題の整理

(1) 施設の現状と課題の整理

①既存施設の概要整理

本組合における既存し尿等処理事業・処理施設の現況について、概要（施設概要・処理方式・施設規模等）を整理する。また、本業務検討に関連のある組合圏域の地域概要、汚水処理施設整備状況、関連計画等の概要を整理する。

②処理実績及び処理量将来予測

過去のし尿処理人口及びし尿等排出量の推移を示し、今後の必要処理量の動向について検討する。

③既存施設の現状整理

既存し尿等処理事業・処理施設の現況について、処理実績・処理方法・水質・設備の老朽化等の状況を整理する。

④施設整備に関する課題の整理

組合圏域の地域の実情を考慮し、地震津波被害、老朽化対応及び人口減少による効率化等、施設整備に関連する課題を整理する。

⑤今後の対応方針

本組合では、郡内2箇所の既存処理施設を1箇所に新設統合し、整備を行う方針である。循環型社会形成推進交付金を活用した事業を前提として、施設整備に関する今後の対応方針について整理する。

(2) 次期し尿処理施設の処理システム検討

① 種類・特徴及び経済性を考慮した有効処理システムの検討

汚泥再生処理センターの水処理方式及び資源化処理方式について、種類・特徴及び経済性を考慮し、本組合の実情に適した次期し尿処理施設の処理システム検討を行う。

② 必要敷地及び建物面積の予測

汚泥再生処理センターの水処理方式及び資源化処理方式の概要（特徴、長所、短所等）を整理し、それぞれの方式における標準的な建築面積、必要敷地面積等を整理する。

注記）現状と課題の整理については、「第1章 一般仕様書 第14節 貸与資料」に記載した資料を参考に整理・検討すること。

2. 建設候補地調査

(1) 候補地選定プロセスの検討

候補地選定方法を示し、施設の規模・施設内容等、候補地の選定に必要な基本的な事項及び条件を明らかにする。

(2) 候補地の整理（各町推薦候補地）

組合圏域内において抽出された複数の候補地について、各町より提示された推薦候補地に関して位置・敷地面積・都市計画条件・自然環境条件・進入道路等の概要を整理する。

(3) 候補地の各法律に基づく規制確認

候補地選定に関連する主要な法規制状況・必要手続き等について、組合圏域内での状況の概略について図示・整理する。

(4) 施設建設及び運営に関する経済比較

候補地ごとに建設費及び運営に関する概算経費を算出し、経済性に関する比較を行う。

3. 建設候補地の選定

(1) 候補地の比較検討

組合圏域内において抽出された複数の候補地について、比較・検討することにより建設候補地を選定するための基礎資料を作成する。

比較・検討項目は概ね以下の事項とする。

①法規制状況調査

法規制状況を調査し、施設の立地が困難と考えられる地域を明確にする。

②一次候補地の抽出

①で示された立地困難な地区を除く地域から、地形・地質、道路状況、集落の有無等の基本条件を設定し一次候補地を抽出する。

③一次候補地の評価検討

抽出された候補地を社会的条件や自然的条件により評価検討する。

＜社会的条件＞

- ・ 周辺環境 ・ 集落の状況
- ・ 土地利用 ・ 文化財
- ・ 幹線道路からの距離
- ・ 用水 ・ その他

＜自然的条件＞

- ・ 位置 ・ 生物
- ・ 面積 ・ 景観
- ・ 地形、地質
- ・ 処理水放流先 ・ その他

(2) 候補地の選定順位の決定

(1)の検討結果に基づき、建設候補地について比較表の作成を行う。

4. 事業スケジュール案の作成

施設計画から施設稼働までの事業スケジュール案を作成する。

5. 報告書作成

主要な時期に照査技術者による照査を実施し、前述までの内容を取りまとめた報告書、報告書概要版を作成する。

6. 打合せ協議

打合せ協議は、初回、中間2回、最終の計4回とする。